

岩井まさお 通信 未来

平成27年1月号

第12号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

謹賀新年

昨年中はご支援ありがとうございました
本年も何とぞ宜しくお願い致します



平成26年

第4回定例会報告

平成26年第4回定例会(昨年12月12日)に於いて、一般質問をさせて頂きました。この一般質問を通じて、問題点の指摘を含め、質問そして要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにしてご報告いたします。

自由民主党千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

私は中学校教員から市議会議員になり、正直なところ行政に関する知識は十分でなかったと思います。しかし初当選後、行政について一生懸命勉強し、これまで9回一般質問に立ち45項目の行政問題を質問してきました。

市役所の仕事は「ゆりかごから墓場まで」と言われますが、本当に幅広い業務があることを身を持って体験し、業務に職員の皆様方が誠心誠意取り組んでおられる姿を目にしました。

私はこれからも生まれ育った千葉市の発展と地域の諸問題の解決に向け、職員の皆様方とともに一生懸命汗を流して参る所存です。

今回は多くの業務がある中で、これまで質問していなかった業務を中心に、10回目の質問を市民目線の立場で3問質問いたします。

水道行政について

●これまでの主な水道管整備地区とその総延長は

〔水道局水道事業事務所〕

A 若葉区では、高根町、多都田町、野呂町他8町、校区では土気町他15町、延長は平成26年3月末で6093.2kmです。

●水道管の耐用年数、一番古く整備したのは何年前か、また、集中的に整備された年について

〔水道局水道事業事務所〕

A 耐用年数は地方公営企業法施行規則に40年と定められています。一番古い整備は51年前で、石綿セメント管から老朽化及びアスベスト対策としてすべて鉄管に更新し、現存するものも古い水道管は39年前です。集中的に整備したのは平成元年から7年にかけて土気町、高津戸町、越智町を整備しました。

●これまでの更新状況とその延長並びに費用について

〔水道局水道事業事務所〕

〔議会〕

- ・教育未来委員会委員
- ・少子高齢社会問題調査特別委員会副委員長
- ・都市計画審議会委員

〔地域活動〕

- ・千葉市ハンドボール協会会長
- ・千葉市相撲連盟顧問
- ・千葉市花見川区サッカー協会会長
- ・千葉ネオライオンズクラブ理事
- ・花見川区倫理法人会会員
- ・少年野球つきぎ丘ファイターズ顧問
- ・自衛官募集相談員

岩井まさお

平成26年度の役職



- A 石綿セメント管は平成2年から7年までにすべて更新し、延長は17.6kmです。費用は約10億9千万円です。
- 長寿命化計画は定めているのか。定めている場合にはそのスケジュールについて
- 〔水道局水道事業事務所〕
- A 浄水場の電気・機械設備は、今年度平川浄水場の機能診断を行い、来年度診断結果を基に長寿命化計画を策定するとしています。その他の浄水場は、耐用年数を目安に順次策定します。水道管は今後、他の事業体等を参考に計画の策定について検討します。
- 経営計画は定めているのか。定めている場合にはその内容について
- 〔水道局水道事業事務所〕
- 〔水道局水道事業事務所〕
- A 平成23年度から27年度までの経営計画は、改良事業の推進として順次耐用年数を超える平川浄水場の機械・電気設備の更新、布設後40年を経過した内径400mmを超える基幹管路の更新と併せて耐震化を図ります。
- 老朽化等により水道管が破裂したり、破損による漏水で道路が陥没したような事故はこれまでに発生したことはあったのか。あった場合には状況と対応について、耐震化の実施状況と整備の優先度の考えについて併せて伺う
- 〔水道局水道事業事務所〕
- A 平成19年度あすみが丘5丁目地内の市道部に水道管の継ぎ手部のすれにより道路陥没が1件発生し当時の対応は職員が直ちに現場に赴き、断水がないようバルブ操作により被害拡大を防止し水道管の早期復旧に努めました。耐震化は布設延長363kmの内、約40%にあたる145kmを耐震管で布設しています。耐震化の優先度は耐用年数を迎える基幹管路から管の健全度を調査し緊急度の高い箇所から順次行っており、今後も同様に取り組んでいます。
- 過去5年間の職員数の状況と定年退職者数、更に、今年度当初の水道局での在職年数の状況について
- 〔水道局水道総務課〕
- A 過去5年間の職員数は平成21年度24人、22年度23人、23年度22人、24年度20人、25年度20人、定年退職者数は21年度3人、22年度2人、23年度2人、24年度1人、25年度1人、今年度当初の水道局での在職年数は5年3人、4年1人、3年2人、2年3人、1年3人、1年未満7人となっています。

- 技術の継承が大きな課題であるかと思う。ご見解と対応について
- 〔水道局水道事業事務所〕
- A 経験豊富な職員が退職し、これまでに培われた技術・知識を経験の浅い職員へ継承することは喫緊の課題と認識しています。経験浅い職員に、配水管の接続やバルブの操作など職場実習を行うとともに公益社団法人日本水道協会等の研修会に参加させ、技術・知識の習得に努めています。職員は民間経験者や水道事業の経験のある再任用職員、類似した技術経験のある職員を配置しています。今後も計画的な職場内研修を行うとともに技術講習会等へ積極的な参加により、技術の継承を図って参ります。
- 市水の給水地区で法律や条例による許可が必要な地域はあるのか
- 〔環境局環境保全部環境規制課〕
- A 市水の給水地区では法に基づき許可を必要とする地域はありませんが、千葉市環境保全条例は千葉市全域を対象としていることから、市水の給水地区も採取許可が必要な地域となります。
- 土気緑の森工業団地において、許可もしくは立会願が提出されたことはあるのか
- 〔環境局環境保全部環境規制課〕
- A 過去5年間、条例に基づき許可申請及び立会願が提出されたことはありません。
- 過去3年間、土気緑の森工業団地において水道使用状況に変化はなかったのか
- 〔水道局長(水道局水道総務課)〕
- A 平成23年度と25年度の年間実績を比較しますと、使用者は1件、使用水量は約29400m³、水道使用料は約1340万円増加しています。

- 〔要望〕 水道使用料が増加したとのことですが安心しました。国土交通省「水資源白書」によると、水道整備の老朽化が、人命や社会経済に重大な影響を与えること警鐘を鳴らしています。
- 水道事業の維持・管理に要する費用は料金収入でまかなう独立採算が原則ですが、人口減少等による料金収入減に加え、老朽化設備の維持・管理・改修等に、今後多額の資金が必要となつてきます。業務見直しによるコスト削減を図り、市民が健康で文化的な生活が送れるよう安全で良質なおいしい水をいつでも供給できるよう努めて下さるようお願い致します。24時間365日、水道水を供給することは非常にシンプルですが、最も重要なことであると申し上げます。
- 防火水槽について
- 国が規定する防火水槽の設置基準及び本市の状況について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 国が規定した消防水利の基準で「半径140mの範囲内に最少限1個は、消火栓以外の水利を配置することが望まれる」とあり、この基準を踏まえ半径140mとほぼ同じ面積である250m×250mの範囲内に消火栓以外の水利として防火水槽を設置することとなります。
- 防火水槽の構造、設置者及び設置数について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 鉄筋コンクリートによる一体工法ほか、コンクリートなどで組み立てるパーティ式工法や強化プラスチック製品などの工法や製品が国の定める省令に基づいて認定されており、いずれも十分な耐震性能と漏水防止対策が施された堅牢な構造。設置者及び設置数は、本市が設置したものと宅地開発等により事業者が設置したものとがあり、消防水利基準に基づく40t級以上の防火水槽数は1,510基となります。
- 消火栓との設置割合について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 消火栓の数は12,413基、40t級以上の防火水槽の設置割合は消火栓の約12.2%です。
- 過去10年の防火水槽の設置数及び宅地開発等による設置基準について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 過去10年の設置数は本市が7基で宅地開発によるものは138基です。宅地開発の設置基準は、開発区域が近隣商業地域・商業地域・工業地域・工業専用地域で消火栓又は防火水槽を中心として半径80m、その他の地域では半径100mの円の有効範囲内に消火栓又は防火水槽が設置されていない場合に設置します。
- 防火水槽設置に必要な面積について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 40t級の防火水槽では、深さ2mとした場合には躯体の周囲1mの管理用地を含め概ね32m²程度が必要となります。
- 40t未満の防火水槽の数について
- 〔消防局長(消防局警防部警防課)〕
- A 40t未満の防火水槽は753基です。

●現在の整備状況について

消防局長〔消防局警防部警防課〕

A 防火水槽が充足していない地域は設置が必要と考え、今後も整備に向け努めて参ります。

●所有者、設置場所及び割合について

消防局長〔消防局総務部施設課〕

〔消防局警防部警防課〕

A 所有者は本市と宅地開発事業主です。設置場所は民有地と公有地があり、設置数は民有地に624基、公有地に8086基、割合は民有地が約4割で公有地が約6割となっております。

●賃貸借関係について

消防局長〔消防局総務部施設課〕

A 本市が民有地に設置した防火水槽は土地所有者と無償で土地使用貸借契約を全員と締結しています。宅地開発で設置した防火水槽は土地使用貸借契約を結んでおりませんが、公共施設として本市と協議書を締結しています。

●固定資産税について

消防局長〔消防局総務部施設課〕

〔財政局税務部課税管理課〕

A 固定資産税は減免の対象となっております。

●減免について

消防局長〔消防局警防部警防課〕

〔財政局税務部課税管理課〕

A 減免対象となる防火水槽は、課税部門と情報の連携を取り対象物件の把握に努めてますが、今後も土地所有者に対し申請漏れがないよう、課税部門とともに減免制度の周知に努めて参ります。



民有地に設置された防火水槽



●取り壊しの実施者、費用、過去5年間の件数及びその理由について

消防局長〔消防局総務部施設課〕

〔消防局警防部警防課〕

A 土地所有者からの申し出により、本市が管理する防火水槽であれば本市の予算で撤去します。過去5年間の撤去件数は11基で、全て土地所有者からの要望によるものです。

●点検方法及び不具合が発生した場合の対応について

消防局長〔消防局総務部施設課〕

〔消防局警防部警防課〕

A 定期的に現地に出向し漏水等を目視で確認調査を行っており、不具合が発生した防火水槽は修繕しています。

〔要望〕 大規模な地震発生時は、道路の亀裂や陥没により消防車両が現場に到着することが遅れ、消火作業に大きな支障をきたす心配があります。今後とも防火水槽設置の優先度をよく精査し、計画的な整備に取り組まれます様お願いいたします。また、大事な財産である土地の一部を消防行政のために無償で貸して頂いているのですから減免申請等に漏れの無いようにして下さい。

図書館について

●政令市移行時と25年度末までの図書館数、蔵書冊数、貸出冊数について

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 平成4年度時点では現在の地区図書館に相当する図書館が6館、分館等が21館、計27館で分館のうち18館が現在の公民館図書室です。25年度は中央図書館1館、地区図書館6館、分館7館、公民館図書室21室、計35館となっております。蔵書冊数が4年度約138万冊、25年度約274万冊、貸出冊数は4年度約333万冊、25年度約486万冊となっております。

●政令市移行時と、25年度国書受入れ冊数、除籍冊数、新聞、雑誌等の購入数はどのくらいか。

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 平成4年度時点では受け入れ図書資料は約13万5000冊、除籍図書資料は約4万1000冊、新聞が約190紙、雑誌が約2,300誌です。25年度における受け入れ図書資料は、市全体で約6万5千冊、除籍図書資料は約5万冊、新聞が240紙、雑誌が約2,000誌です。

●政令市移行時と25年度の1人に対する貸出冊数、貸出期間、期間延長方法について

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 政令市移行時の平成4年度時点では1人に対する貸出限度冊数は、オンラインが整備されていなかった図書館は2冊まで、整備されているところは10冊まででした。貸出期間は2週間、図書資料に限り予約がない場合2週間1回の延長が可能でした。現在貸出限度冊数は、本が10冊まで、CD・カセットは各2点まで、DVD・ビデオは合計2点までとなっており、貸出期間の変更はありませんが期間延長方法は電話に加入インターネットや館内端末で利用者が自分で延長手続きができるよう拡大しています。

する貸出限度冊数は、オンラインが整備されていなかった図書館は2冊まで、整備されているところは10冊まででした。貸出期間は2週間、図書資料に限り予約がない場合2週間1回の延長が可能でした。現在貸出限度冊数は、本が10冊まで、CD・カセットは各2点まで、DVD・ビデオは合計2点までとなっており、貸出期間の変更はありませんが期間延長方法は電話に加入インターネットや館内端末で利用者が自分で延長手続きができるよう拡大しています。

●貸出期間を過ぎた場合の督促方法と督促状の発送枚数、電話回数について

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 返却予定日から3週間以上の延滞者には1週間以内に返却するよう督促葉書やメールで通知するとともに、その後も未返却の場合は「貸出停止」となることを併せてお知らせしています。ただし、次に予約のある図書は督促葉書送付前に電話による督促を行っており、実施回数は月平均4000件程度です。督促は図書館、公民館図書室あわせて平成23年度は葉書約25,000件、平成24年度は葉書約19,000件、メール約4,500件で計23,500件。平成25年度は葉書約16,000件、メール約6,000件、計22,000件を送付しています。

●平成25年度中に貸出をして、今現在も未返却となっている図書の冊数、未返却利用者へのペナルティはあるのか、今現在ペナルティを受けている利用者は何人いるのか。

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 平成25年度中に貸出をして今現在も未返却となっている図書は約1,400冊です。未返却利用者で4週間以上延滞している利用者には「貸出停止措置」のほか図書の予約も取消します。今現在、貸出停止ペナルティを受けている方は3,806人で利用登録者約32万人に対し1.2%です。

●貸出停止措置と予約の取り消しの期間はどのくらいか、不明図書の把握方法と過去5年間の不明図書冊数、及び蔵書数に對しての割合はどのくらいか。

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A 貸出停止措置と予約取消しの期間は貸出図書が返却されるまでです。不明図書の把握方法は各館の蔵書点検時にデータ照合しています。不明図書は、平成21年度1,849冊で0.08%、22年度1,775冊で0.07%、23年度1,472冊で0.06%、24年度1,546冊で0.06%、25年度は中央館と公民館のみ蔵書点検を行ったため、約300冊で0.04%です。

●無断持ち出しが発生しているのは、建物構造上何か特徴があるのか、防止策は

A ほとんどの図書館が出入口は1か所となっておりフロアー全体を見渡し易い位置にカウンターを設置していますが一部の地区館や分館では2階や3階に資料コーナーなどがあり建物の構造上カウンターの設置が難しいところが見え、無断持ち出し防止策として中央図書館のほか、地区図書館、分館の一部で貸出処理をしていない図書が出入口のゲートを通過すると警告音になる防止装置を設置しているほか、適宜職員等による巡回を行っています。

は2階や3階に資料コーナーなどがあり建物の構造上カウンターの設置が難しいところが見え、無断持ち出し防止策として中央図書館のほか、地区図書館、分館の一部で貸出処理をしていない図書が出入口のゲートを通過すると警告音になる防止装置を設置しているほか、適宜職員等による巡回を行っています。

●無断持ち出しを確認した場合の対応方法について

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

A ゲート通過の際に、警告音が鳴った場合や、巡回や受付カウンターの職員が無断持ち出しを発見した場合は、利用者に確認のうえ図書の貸出手続きをしています。

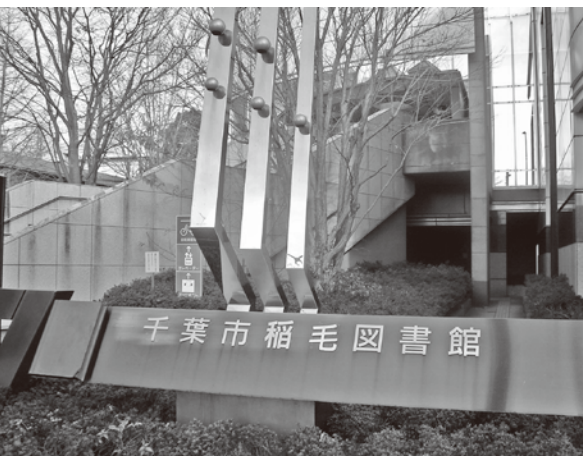
●公民館図書室を図書館組織として位置づけるべきと思うが見解は

〔教育委員会生涯学習部中央図書館〕

〔教育委員会生涯学習部生涯学習振興課〕

A 中央図書館、地区図書館、分館、公民館図書室は図書館システムと物流ネットワークの連携によりどこでも借りられどこでも返せる図書館サービスを提供しています。昨年度策定した読書環境整備計画も公民館図書室は図書館サービスを提供するための拠点と考えてますが人口分布の変化や人口の減少、市民ニーズの多様化や複雑化、施設の老朽化など図書館、公民館を取り巻く環境が大きく変化していることから現在検討を進めている公民館のあり方の中で併せて検討します。図書館による公民館図書室を対象とした研修等は引き続き充実に努めます。

〔要望〕 図書館も老朽化や人口減少、施設へのニーズの変化による見直しが求められています。学校図書室や公民館図書室との連携なども視野に入れた大胆な検討をお願い致します。中央図書館は国



利用端末



立国会図書館デジタル化資料送信サービスと公衆無線LANサービスの提供を開始したことで、様々なサービスを提供し利用者の利便性向上に取り組まれていることは大いに評価しますが、二冊の図書でも市民の貴重な財産であり不明図書は財産の損失となりますのでしっかりと取り組みをして、一層の図書サービス推進に向け積極的に取り組んでいかれますようお願いいたします。

最後に、過日東京のアンティークおもちゃ専門店で25万円の鉄人28号のフィギュア盗難があり、盗まれた専門店が「返さなければホームページで顔を公開する」と警告したことが話題となり、窃盗罪で逮捕された犯人に対し懲役1年執行猶予3年の判決が言い渡されました。このように万引きは立派な犯罪である」と述べまして、長い間のご清聴有難うございました。